

令和5年度職員の給与等勤務条件に係る交渉について

〔 令和5年12月8日
人 事 課 〕

1 交渉団体

広島県関係職員団体三者共闘会議
(県職員連合労働組合、県教職員組合、県高等学校教職員組合)

2 交渉日

第1回 令和5年10月31日(火)
第2回 令和5年11月21日(火)
第3回 令和5年11月30日(木)

3 交渉結果

区分	内容	実施時期
人事委員会勧告等	○月例給(公民較差3,711円、+0.98%) ・人事委員会勧告どおり、給料表を改定	令和5年4月
	○期末・勤勉手当(公務4.40月⇔民間4.51月) ・4.40月分⇒4.50月分 (期末手当及び勤勉手当:ともに+0.05月分)	令和5年 6月・12月
	○医師に対する初任給調整手当 ・国家公務員の取扱いに準じて改定	令和5年4月
その他	○高齢層職員の昇給制度の見直し ・55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給を停止	令和6年4月
	○暫定再任用職員の処遇改善 ・フルタイムの暫定再任用職員の給料月額の水準を調整 (定年引上げ職員(60歳超の常勤職員)の給料水準を勘案)	
	○会計年度任用職員の勤勉手当 ・会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給	